

墨田区告示第123号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第243条の2第1項の規定に基づき、下記のとおり公金の徴収に関する事務を適切かつ確実に遂行することができる者として指定したので、同条第2項の規定により告示する。

令和8年4月1日

墨 田 区 長      山 本   亨

記

- 1 委託の相手方  
団 体 の 名 称      公益社団法人墨田区シルバー人材センター  
代 表 者 の 氏 名      会長 田中 邦友  
事 務 所 の 所 在 地      墨田区文花一丁目32番1-101号
- 2 委託期間  
令和8年4月1日から令和9年3月31日まで
- 3 委託年月日  
令和8年4月1日
- 4 対象施設
  - ・墨田区弓道場
  - ・立花体育館